



島根県報

平成16年 1月13日 (火)
第 1 537 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

告 示

字の区域の廃止	(市 町 村 課)	1
生活保護法の規定による介護機関の指定	(健康福祉総務課)	1
介護保険法の規定に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者福祉課)	2
島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の一部改正	(農 業 経 営 課)	2
島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	4
企業参入促進資金利子補給金交付要綱の一部改正	(")	4
土地改良区の役員の就任及び退任	(農 村 整 備 課)	4
県営土地改良事業計画の変更	(")	6
道路の区域の変更	(道 路 維 持 課)	6
道路の供用開始	(")	8
過疎地域自立促進特別措置法の規定に基づく基幹道路の整備の完了	(")	9

公 告

家畜商講習会の開催	(畜 産 振 興 課)	10
-----------	---------------	----

告 示

島根県告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、日原町長から次のとおり字の区域を廃止する旨の届出があったので、同条第2項の規定により告示する。

なお、この届出に係る字の区域の廃止の効力は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定による国土調査の認証の日から生ずる。

平成16年 1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

鹿足郡日原町大字日原の字を廃止する区域

大 字	廃 止 す る 字
日原	大字日原の区域内の全ての字

島根県告示第14号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定により告示する。

平成16年 1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

指定訪問看護事業者・居宅介護事業者 ・居宅介護支援事業者		実施する 事 業	訪問看護ステーション・居宅介護事業 所・居宅介護支援事業所		指 定 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地		名 称	所 在 地	
企業組合 島根中 高年事業団	大田市大田町大田イ 129番地	通所介護	すずらんデイサー ビスセンター	大田市大田町大田字大 沢イ2759番55	平成15年 11月 1 日
社会福祉法人 放 泉会	大田市三瓶町池田2661 - 3	通所介護	デイサービスセン ターさんべ	大田市三瓶町池田2303 - 1	平成15年 12月 1 日
有限会社アゼーリ	那賀郡三隅町大字西河 内1084 - 47	通所介護	もやいの家・井野	那賀郡三隅町大字井野 二422	平成15年 12月16日

島根県告示第15号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条第1号の規定に基づき告示する。

平成16年 1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

事業者の名称	指定した事業	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
有限会社 米原設計	訪問介護	ケアステーション や わらぎ	出雲市知井宮町1192番地	平成16年 1月 5 日

島根県告示第16号

島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱（平成3年島根県告示第447号）の一部を次のように改正する。

平成16年 1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 (第 2 条関係)

		利 子 補 給 率																
		融資機関が措置要綱第 3 の 2 の ア、ウ及びオに掲げる者である場合				融資機関が措置要綱第 3 の 2 の イ、エ、カ及びキに掲げる者である場合												
1 措置要綱第 2 の 2 の 1 の加工流通施設整備資金	中山間地域活性化資金の種類	貸付期間が6年以内の場合	年 1.8	年 1.75	年 1.65	年 1.55	年 1.45	年 1.35	年 1.25	年 1.15	年 0.95	年 0.8	年 0.7	年 0.6	年 0.5	年 0.4	年 0.3	
		貸付期間が6年を超え7年以内の場合	年 1.8	年 1.75	年 1.65	年 1.55	年 1.45	年 1.35	年 1.25	年 1.15	年 0.95	年 0.8	年 0.7	年 0.6	年 0.5	年 0.4	年 0.3	
	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付期間が7年を超え8年以内の場合	年 1.65	年 1.55	年 1.45	年 1.35	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15
		貸付期間が8年を超え9年以内の場合	年 1.55	年 1.45	年 1.35	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	年 0.05
	大企業に貸し付ける場合	貸付期間が9年を超え10年以内の場合	年 1.45	年 1.35	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	-	-
		貸付期間が10年を超え11年以内の場合	年 1.35	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	-	-	-
	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付期間が11年を超え13年以内の場合	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	年 0.05	年 0.05	年 0.05	年 0.05
		貸付期間が11年を超え13年以内の場合	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	年 0.05				
	大企業に貸し付ける場合	貸付期間が13年を超え15年以内の場合	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	年 0.05				
		貸付期間が13年を超え15年以内の場合	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	年 0.05					
2 措置要綱第 2 の 2 の 2 の保健機能増進施設整備資金	大企業以外の者に貸し付ける場合	貸付期間が6年以内の場合	年 1.8	年 1.75	年 1.65	年 1.55	年 1.45	年 1.35	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35
		貸付期間が6年を超え7年以内の場合	年 1.8	年 1.75	年 1.65	年 1.55	年 1.45	年 1.35	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35
	大企業に貸し付ける場合	年 1.65	年 1.55	年 1.45	年 1.35	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	年 0.05
3 措置要綱第 2 の 3 の生活環境施設整備資金	農業協同組合等以外の者に貸し付ける場合	貸付期間が6年以内の場合	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	年 0.05	年 0.05	年 0.05	年 0.05
		貸付期間が6年を超え7年以内の場合	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	年 0.05	年 0.05	年 0.05	年 0.05
農業協同組合等に貸し付ける場合	貸付期間が6年以内の場合	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	年 0.05				
	貸付期間が6年を超え7年以内の場合	年 1.25	年 1.15	年 1.05	年 0.95	年 0.85	年 0.75	年 0.65	年 0.55	年 0.45	年 0.35	年 0.25	年 0.15	年 0.05				

附 則

- 1 この告示は、平成16年1月13日から施行し、この告示による改正後の島根県中山間地域活性化資金利子補給金交付要綱の規定は、平成15年12月18日から適用する。
- 2 平成15年12月18日前に系統等民間資金を原資とする中山間地域活性化資金の融通に関する措置要綱（平成2年6月7日付け2農経A第635号農林水産事務次官依命通知）第4の(3)の規定により利子補給の決定を受けている中山間地域活性化資金については、なお従前の例による。

島根県告示第17号

島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱（平成12年島根県告示第192号）の一部を次のように改正する。

平成16年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.7パーセント」を「年1.6パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年1月13日から施行する。
- 2 この告示による改正後の島根ぶどう災害緊急特別資金利子補給金交付要綱の規定は、平成15年12月18日以降に貸し付けられる島根ぶどう災害緊急特別資金について適用し、同日前に貸し付けられた島根ぶどう災害緊急特別資金については、なお従前の例による。

島根県告示第18号

企業参入促進資金利子補給金交付要綱（平成15年島根県告示第789号）の一部を次のように改正する。

平成16年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

別表貸付条件の欄中「年1.7パーセント」を「年1.6パーセント」に改める。

附 則

- 1 この告示は、平成16年1月13日から施行する。
- 2 この告示による改正後の企業参入促進資金利子補給金交付要綱の規定は、平成15年12月18日以後に貸し付けられる企業参入促進資金について適用し、同日前に貸し付けられた企業参入促進資金については、なお従前の例による。

島根県告示第19号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任及び退任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

安来市土地改良区

- 1 就任した役員の氏名及び住所

理事

加藤 節夫 安来市東赤江町1335番地

昌子 光徳 安来市黒井田町474番地7

原田 義久 安来市植田町907番地

古志野壽夫 安来市飯島町1638番地

頼田 幸一 安来市飯島町431番地
二岡 博昭 安来市中津町34番地
池田 禎人 安来市赤江町773番地
多久和篠雄 安来市荒島町1120番地
仲佐 好雄 安来市荒島町2247番地
岩田 茂 安来市田頼町575番地
原 龍雄 安来市赤崎町629番地
仲井 邦義 安来市利弘町516番地
谷川 忠美 安来市大塚町1219番地
山田 培雄 安来市上吉田町1152番地 1
野坂 莊一 安来市清井町366番地 2
竹内 弘吉 安来市野方町253番地
内藤 美雄 安来市島田町1543番地
小枝 稔 安来市門生町292番地

監事

古曳 慶憲 安来市西松井町522番地
木戸 誠 安来市安来町473番地
加賀 秀夫 安来市赤江町1624番地
実重 満男 安来市佐久保町103番地 2

2 就任年月日

平成15年12月23日

3 退任した役員の氏名及び住所**理事**

加藤 節夫 安来市東赤江町1335番地
昌子 光徳 安来市黒井田町474番地 7
原田 義久 安来市植田町907番地
永田 治義 安来市黒井田町1076番地
古志野壽夫 安来市飯島町1638番地
頼田 幸一 安来市飯島町431番地
二岡 博昭 安来市中津町34番地
池田 禎人 安来市赤江町773番地
大和 道男 安来市荒島町2476番地12
多久和篠雄 安来市荒島町1120番地
川井 良行 安来市田頼町23番地
作野佳一郎 安来市沢町85番地 2
原 龍雄 安来市赤崎町629番地
大塚 鋭一 安来市大塚町735番地
山田 培雄 安来市上吉田町1152番地 1
竹内 弘吉 安来市野方町253番地
野坂 莊一 安来市清井町366番地 2
橋本 忠一 安来市門生町179番地

監事

岩崎 功 安来市島田町519番地

三澤 宏俊 安来市大塚町301番地
 板垣 充 安来市飯生町808番地
 勝部 良美 安来市荒島町255番地

島根県告示第20号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定に基づき、大原地区を受益地域とする農道事業（県営土地改良総合整備事業）の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、当該事業の利害関係人で当該事業計画の変更に興議のあるものは、縦覧期間満了後15日以内に申し出られたい。
 平成16年 1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

- 1 縦覧に供する書類の名称
大原地区農道事業（県営土地改良総合整備事業）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間
告示の日から21日間
- 3 縦覧の場所
大田市役所

島根県告示第21号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	道路の区域				管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長		
一般国道	485号	隠岐郡西郷町大字原田字梅楽12番2地先から同字2832番1地先まで	前	メートル 5.00～ 14.00	メートル 366.00	隠岐支庁	道路改良工事
			後	11.00～ 25.00	366.00		拡幅
県 道	松江木次線	松江市東忌部町1109番5地先から同町1141番8地先まで	前	15.00～ 30.00	188.00	松江土木建築事務所	〃
			後	15.00～ 40.00	182.00		〃
〃	草野横田線	能義郡広瀬町梶福留928番1地先から同町1030番2地先まで	前	3.70～ 6.70	780.00	広瀬土木事務所	〃

			後	10.80 ~ 18.60	780.00		"		
"	川本波多線	大田市三瓶町志学字上坊地八344番地先から同町字酢梅ヶ谷八336番6地先まで	前 A	3.50 ~ 9.00	724.00	大田土木建築事務所	" 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ		
			A	3.50 ~ 9.00	724.00				
			後 B	12.00 ~ 38.00	480.00				
				大田市三瓶町志学字酢梅ヶ谷八336番6地先から同町字三角八207番地先まで	前		3.00 ~ 8.00	286.00	"
					後		14.00 ~ 64.00	280.00	拡幅
				大田市三瓶町志学字三角八207番地先から同町字幸助屋敷八186番地先まで	前 A		3.50 ~ 7.00	439.00	" 上記のA及びBは関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ
					A		3.50 ~ 7.00	439.00	
					後 B		14.00 ~ 21.00	210.00	
		"	日貫川本線	邑智郡桜江町大字田津420番5地先から同大字419番1地先まで	前		4.40 ~ 20.00	29.00	川本土木建築事務所
後	4.40 ~ 10.00				29.00	減幅			
"	皆井田江津線	邑智郡石見町大字日貫503番地先から同大字3683番地先まで	前	3.00 ~ 8.00	323.00	川本土木建築事務所	"		
			後	13.00 ~ 57.00	300.00		拡幅		
"	甲田作木線	邑智郡羽須美村大字上田297番1地先から同大字295番地先まで	前	4.00 ~ 7.00	79.00	川本土木建築事務所	"		
			後	9.00 ~ 23.00	79.00		"		
"	浜田作木線	邑智郡羽須美村大字阿須那1783番4地先から同大字2740番15地先まで	前	11.00 ~ 28.00	278.00	川本土木建築事務所	"		
			後	18.00 ~ 38.00	278.00		"		
"	大田桜江線	邑智郡川本町大字田窪326番1地先から同大字930番14地先まで	前	4.50 ~ 15.00	110.00	川本土木建築事務所	"		
			後	4.50 ~ 15.00	110.00		減幅		
"	川本大家線	邑智郡川本町大字三俣63番5地先から同地番先まで	前	4.00 ~ 6.00	54.00	川本土木建築事務所	"		
			後	5.00 ~ 14.00	54.00		拡幅		

"	浜田作木線	那賀郡金城町大字今福 511番 1 地先から同大 字574番 2 地先まで	前	6.00 ~ 30.00	543.00	浜田土木 建築事務所	"
			後	12.50 ~ 63.00	543.00		"
		那賀郡金城町大字今福 574番 2 地先から同大 字1598番 9 地先まで	前 A	6.00 ~ 28.00	324.00		"
			後 A	6.00 ~ 28.00	324.00		上記の A 及び B は関係図面に表 示する敷地の区 分をいう。 ダブルウェイ
B	13.50 ~ 42.00	300.00					
"	西郷都万五 箇線	隠岐郡都万村大字津戸 字マキ1328番 1 地先か ら同大字字カブラ浦 1327番 2 地先まで	前	8.50 ~ 21.00	164.00	"	拡幅
			後	13.00 ~ 35.00	164.00		
"	西郷布施線	隠岐郡西郷町大字大久 字東ノ西向 1 番 5 地先 から同大字字曾津 1 番 10地先まで	前	35.00 ~ 80.00	120.00	"	"
			後	40.00 ~ 85.00	120.00		
"	海士島線	隠岐郡海士町大字福井 1959番地先から同大字 1958番 3 地先まで	前	11.00 ~ 22.00	112.00	隠岐支庁	"
			後 A	11.00 ~ 22.00	112.00		
		B	10.00	120.00			
"	知夫島線	隠岐郡知夫村字竹ノ前 471番 1 地先から同字 472番 3 地先まで	前	5.00 ~ 14.00	78.00	"	拡幅
			後	6.00 ~ 24.00	88.00		

島根県告示第22号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成16年 1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する隠岐支庁、土木建築事務所又は土木事務所の名称	備考
一般国道	485号	隠岐郡西郷町大字上西字日添8番1地先から同町大字原田字梅楽12番2地先まで	メートル 1,133.00	平成16年 1月13日	隠岐支庁	
"	"	隠岐郡五箇村大字小路字前田1055番6地先から同大字字スクモ塚535番9地先まで	1,073.00	"	"	
県道	大東東出雲線	八束郡八雲村大字西岩坂944番6地先から同大字955番6地先まで	289.00	"	松江土木建築事務所	
"	本山伯太線	能義郡伯太町大字上小竹574番4地先から同大字2番5地先まで	820.00	"	広瀬土木事務所	
"	広瀬荒島線	安来市西赤江町304番1地先から同町338番5地先まで	180.00	"	"	
"	草野横田線	能義郡広瀬町梶福留928番1地先から同町1030番2地先まで	780.00	"	"	
"	吉田三刀屋線	飯石郡三刀屋町大字多久和1530番1地先から同大字1554番1地先まで	296.00	"	木次土木建築事務所	
"	掛合大東線	飯石郡三刀屋町大字多久和1412番1地先から同大字1373番1地先まで	223.00	"	"	
"	印賀横田線	仁多郡横田町大字大呂1058番3地先から同町大字竹崎51番7地先まで	380.00	"	仁多土木事務所	
"	川本波多線	邑智郡邑智町大字吾郷200番5地先から同大字1780番1地先まで	220.00	"	川本土木建築事務所	
"	浜田作木線	邑智郡石見町大字日貫2820番5地先から同大字2822番2地先まで	159.00	"	"	
"	"	邑智郡瑞穂町大字伏谷95番2地先から同大字61番1地先まで	107.00	"	"	
"	甲田作木線	邑智郡羽須美村大字上田297番1地先から同大字295番地先まで	79.00	"	"	
"	六日市匹見線	鹿足郡六日市町大字七日市725番地先から同大字8番地先まで	750.00	"	津和野土木事務所	

島根県告示第23号

過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第14条第1項の規定に基づき基幹道路の整備を次のとおり完了したので、過疎地域自立促進特別措置法施行令（平成12年政令第175号）第7条第2項の規定に基づき告示する。

平成16年 1月13日

島根県知事 澄 田 信 義

道路の種類及び路線名	工事区間	工事の種類	工事完了の期日
町道 千酌野波線	八束郡美保関町大字千酌1301番1地先から同大字1353番1地先まで	拡幅	平成15年12月26日

公 告

家畜商法（昭和24年法律第208号）第4条の2第1項の規程に基づき、家畜商講習会を次のとおり開催するので、家畜商法施行令（昭和28年政令第252号）第1条の2の規程に基づき公告する。

平成16年1月13日

島根県知事 澄田信義

1 講習会を開催する指定講習機関

社団法人島根県畜産振興協会

2 開催日時

平成16年2月5日（木）及び2月6日（金）

午前9時から午後5時まで

3 開催場所

松江市殿町1番地 島根県庁会議棟第5会議室

4 講習科目及び時間

- (1) 家畜の取引に関する法令について 4時間
- (2) 家畜の品種及び特徴について 4時間
- (3) 家畜の悪癖、機能障害及び疾病について 6時間

5 受講申込手続き

(1) 提出書類

受講申込書（写真欄に写真を貼ってください。）（別記様式）

(2) 家畜商講習手数料

家畜商講習手数料（受講料）として3,000円を、講習会初日に会場受付で納付してください。

(3) 受付期間

平成16年1月14日（水）から1月30日（金）

（郵送による場合は、平成16年1月30日（金）までの消印のあるものに限ります。）

(4) 受付場所

〒690-0887 松江市殿町19-1

社団法人島根県畜産振興協会経営指導部

(5) 申込方法

受講申込書に本人が必要事項を記入し、押印のうえ、持参するか、又は80円切手を貼った受講票送付先明記の封筒（定型）を同封し、郵送してください。

6 修了証明書の交付

講習会の全課程を修了した者に対し修了証明書を交付します。

7 その他

この講習会についての問い合わせは、社団法人島根県畜産振興協会経営指導部（電話0852-31-3609）にお問い合わせください。

(別記様式)

家 畜 商 講 習 会 受 講 申 込 書

平成16年 月 日

島根県知事指定講習機関

社団法人 島根県畜産振興協会 会長理事 様

住 所

氏 名

印

家畜商法（昭和24年法律第208号）第3条第2項第1号の規定による講習会を受講したいので申し込みます。

(写 真 欄)

- 申込前6月以内に撮影したもの。
- 無帽で本人と識別できるもの。
- 縦4cm 横3cm位のもの。

